

舷 想

第27号



海事代理士の日
6月1日

一般社団法人 日本海事代理士会

目 次

1. 巻頭言	・ ・ ・ ・ ・	1
2. 本部活動報告	・ ・ ・ ・ ・	2
3. 「船舶安全法及び関係法令ガイダンスⅡ （実務解説編）」刊行に寄せて	・ ・ ・ ・ ・	6
4. 委員会だより	・ ・ ・ ・ ・	14
5. 「労務管理責任者講習」について	・ ・ ・ ・ ・	18
6. 中央研修会開催報告	・ ・ ・ ・ ・	21
7. 支部だより	・ ・ ・ ・ ・	22
・ 各支部活動報告その他		
・ 北海道支部の昨日・今日・明日		
・ 四国支部の紹介		
8. 会員の声	・ ・ ・ ・ ・	30
9. 海政連だより	・ ・ ・ ・ ・	36
10. 頒布用紙一覧・発行図書一覧	・ ・ ・ ・ ・	40
11. 会員動向	・ ・ ・ ・ ・	41

巻 頭 言

副会長 松 井 直 也

会員各位におかれましては、日頃から会のさまざまな活動に対してご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

コロナ禍で3回目の春を迎えました。

各地で出されていたまん延防止等重点措置が全面的に解除され、社会や経済を回すことに重点が移りつつあります。オミクロン株の特性も踏まえたうえで、医療提供体制の逼迫度を睨みながらの判断のようです。ただ、これまでの経験から次の波は必ず来るという前提で対策を考えなければなりません。一人一人が引続きマスクの着用や手洗い・うがいの励行などに注意しなければならないと思います。

昨年5月に成立しました、いわゆる「海事産業基盤強化法」は文字どおり海事に関わる産業（造船、海運、船員）の基盤を強化するための法律で、我々の業務にも大変関わりの深いものです。既に造船法や海上運送法など昨年施行されたものもありますが、船員法や内航海運業法などはこの4月1日に施行されました（一部は令和5年4月施行予定）。

船員の働き方をどのように改革していくかという課題に対して、現状の分析や課題の把握、また、海上産業に比べて進んでいる陸上産業の取組みも参考にしながら多方面からのアプローチがなされ改正に至りました。

なかでも船員法は、船舶所有者による「労務管理責任者」の選任が義務化され、その労務管理責任者に対して必要な研修を受けさせる努力義務も新たに明文化されました。

これを受けて、日本内航海運組合総連合会ではその講習を実施する機関として国土交通省の認定を受けることとなり、昨秋、同会から本会に対して講習への講師の派遣・資料（パワーポイントやテキスト）作成等の依頼がありました。

この間の詳しい経緯は別の紙面に譲りますが、作業に加わっていただいたプロジェクトチーム（PT）の皆様には、ご自分の業務がご多忙のなか、年末年始や休日も返上で献身的に作業にあたってくださいました。ここに心から深く感謝申し上げます。

外部団体への講師の派遣は、今回の件のほかにも、3年前から国立研究開発法人海上技術安全研究所へも行っており、徐々にではありますが「海事法令実務専門家」としての認知度が増しているものと思います。

我々は好むと好まざるとにかかわらず、これからもコロナと共に生活せざるを得ません。何かと不便なことも多いですが、常に前を向いて進みたいと思います。

会員の皆様の益々のご健康とご活躍を祈念して巻頭のご挨拶といたします。



舷想は会員限定の広報誌です
続きはこちら



<https://jmpcaa.org/company/>

海事代理士の日
6月1日